

令和元年 11 月 1 日

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『8 訂版 最新 組織再編の法律・会計・税務ハンドブック』（8 訂初刷）
お詫びと訂正

下記の通り、本書の記載に誤りがございました。
謹んでお詫び申し上げます。

記

●P. 285 下から 7 行目～P. 286 3 行目

(誤)

③ 合併消滅法人の株主のうち、合併により受け取る合併存続法人または合併親法人の株式のいずれか一方の株式（議決権のないものを除く）の全部を継続して保有すると見込まれる者の保有株式（議決権のないものを除き、抱合株式を含む）の合計数が、合併消滅法人の発行済株式数（議決権のないものを除く）の 80%以上であること※2。

ただし、合併消滅法人の株主数が 50 人以上の場合には、この③の要件は要求されません。

※2 合併消滅法人に支配株主（合併存続法人を除く）がいる場合には、当該支配株主が合併により交付を受ける株式の全部を継続して保有することが見込まれていること（支配株主がいない場合にはこの要件は要求されない）。

↓

(正)

③ 合併消滅法人に支配株主（合併の直前に合併消滅法人の 50%超を直接・間接に支配する株主。合併存続法人を除く）がいる場合には、当該支配株主が合併により交付を受ける株式の全部を継続して保有することが見込まれていること（支配株主がいない場合にはこの要件は要求されない）。

●P. 287 図表 4-1 の(5)④

(誤)

④ 合併消滅法人の株主のうち、合併により受け取る合併存続法人の株式または合併親法人株式のいずれか一方の株式（議決権のないものを除く）の全部を継続して保有すると見込まれる者の保有株式（議決権のないものを除く）の合計数が、合併消滅法人の発行済株式数（議決権のないものを除く）の 80%以上であること（ただし、

合併消滅法人の株主数が 50 人以上の場合には、この要件は要求されない) ※。

↓

(正)

- ④合併消滅法人に支配株主（合併の直前に合併消滅法人の 50%超を直接・間接に支配する株主。合併存続法人を除く）がいる場合には、当該支配株主が合併により交付を受ける株式の全部を継続して保有することが見込まれていること（支配株主がない場合にはこの要件は要求されない）。

●P. 287 図表 4 - 1 の最下部の※以下の 3 行を削除

●P. 301~302 3 ③の記述

(誤)

- ③ 分社型分割の場合には、分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人（または分割承継法人の 100%親法人）の株式の全部を継続して保有することが見込まれていること。分割型分割で分割法人の株主が 50 人未満である場合には、分割の直前の分割法人の株主等で分割により交付を受ける分割承継法人（または分割承継法人の 100%親法人）の株式（議決権のないものを除く）の全部を継続して保有することが見込まれる者が有する分割法人の株式（議決権のないものを除く）の数を合計した数が、分割法人の発行済株式（議決権のないものを除く）の 80%以上であること※。なお、分割型分割で分割法人の株主が 50 人以上である場合、株式保有継続要件はありません。

※分割型分割において分割法人の支配株主（分割承継法人を除く）がいる場合には、当該支配株主が分割により交付を受ける株式の全部を継続して保有することが見込まれていること（支配株主がない場合にはこの要件は要求されない）。

↓

(正)

- ③ 分社型分割の場合には、分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人（または分割承継法人の 100%親法人）の株式の全部を継続して保有することが見込まれていること。分割型分割において分割法人の支配株主（分割型分割の直前に分割法人の 50%超を直接・間接に支配する株主。分割承継法人を除く）がいる場合には、当該支配株主が分割により交付を受ける株式の全部を継続して保有することが見込まれていること（支配株主がない場合にはこの要件は要求されない）。

以上